

第 62 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第100条の8第1項第1号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

第109条第1項第5号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「が所有する者又は」を「又は」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者である場合に限る。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第100条の8第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例第109条第1項第5号の規定は、令和7年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

障害者の社会参加を後押しするために自動車税の減免要件を拡大すること等に伴い、関

係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。